

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一
……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 森林法第八十九条の揭示……………三
……………（産業労働局農林水産部森林課）…
- 告 示（公）
- 警備員等の検定の実施（二件）……………四
- 警備員等の検定合格者審査の実施（九件）……………五
- 公 告
- 国土調査の成果の認証……………三
……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…
- 開発行為に関する工事完了（三件）……………三
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………四
……………（水道局）…
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………四
……………（同）…

告示

●東京都告示第百六十五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二六四	雑誌	ムীগコミックス ピーチシリーズ	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二六五	書籍	パブリック・セックス 株式会社Jパブリッシング	同右

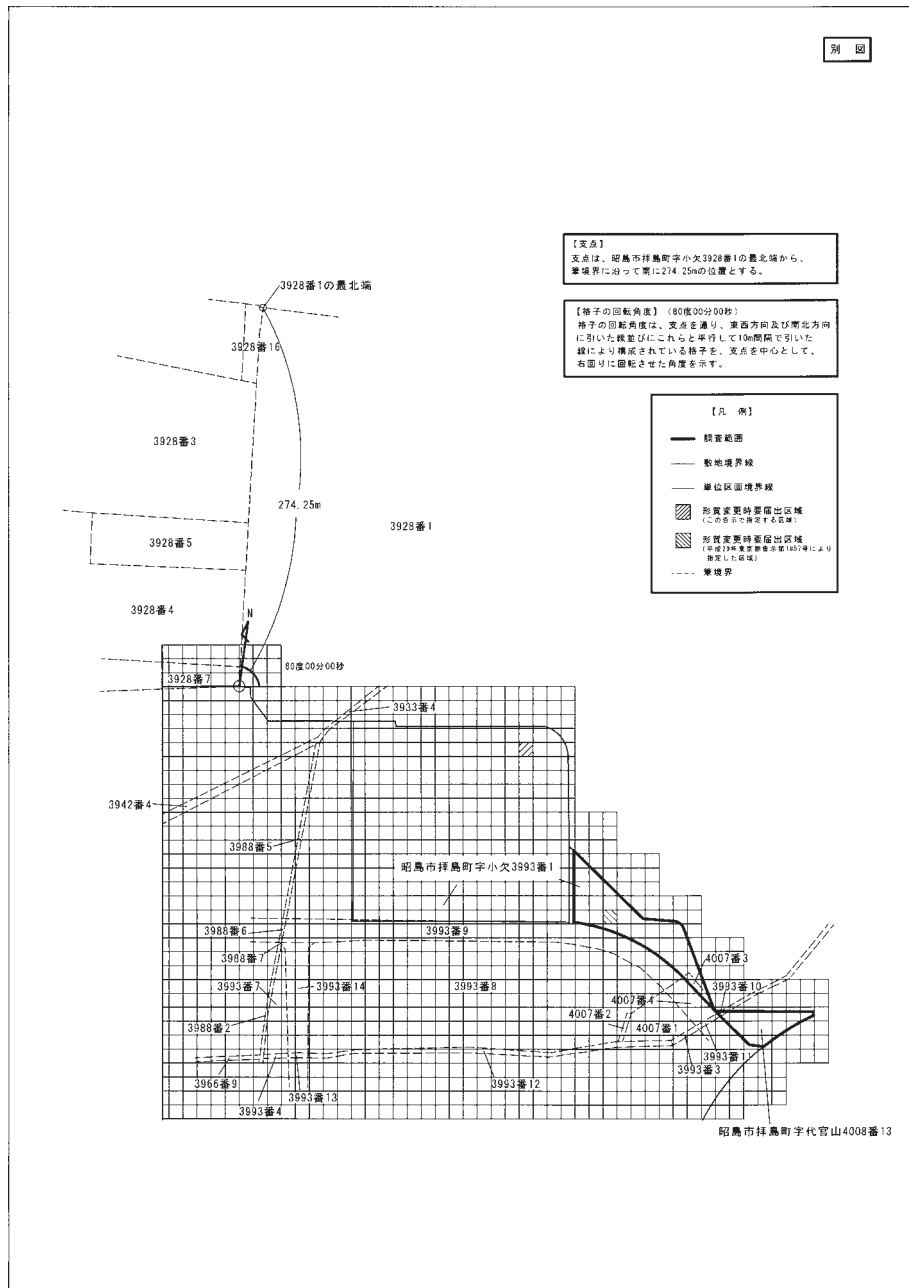
●東京都告示第百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（昭島市拜島町字小欠地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物



●東京都告示第百六十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

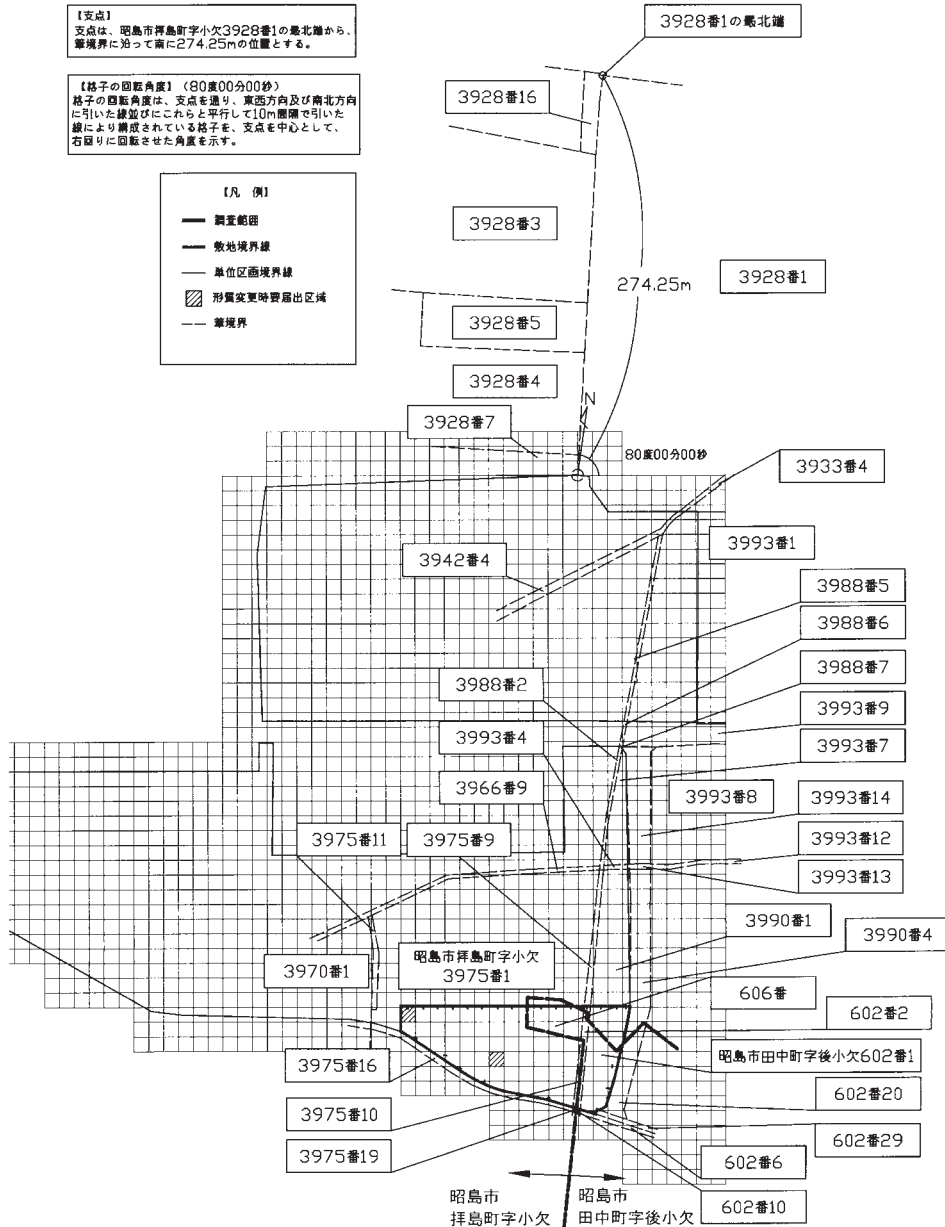
平成三十年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(昭島市祥島町字小欠地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



二 通知の要旨

あきる野市乙津字乙津 一三八八番口	天野藤治	あきる野 市役所
八王子市上恩方町一六 六九番、一六七〇番	草木公一	
八王子市小津町一二八 九番、一二九〇番	木代ちえ子	
八王子市小津町一二八 〇番	井橋久夫	
八王子市小津町一二五 九番	田中一仁	
八王子市小津町一二五 四番	井橋明子	
八王子市小津町一二三 五番	青木重和	
八王子市小津町一二二 〇番一	野村暁央	八王子市 役所
指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	掲示場所

一 保安林の所在場所等

平成三十年二月十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

（一）一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したのび、森林法第三十三條の三におおつて并用する同法第三十三條第三項の規定に基つてお通知する。

（二）変更後の指定施業要件についてお、平成二十九年農林水産省告示第十五百二十六号のよお。

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第57号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基つて検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月16日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

（1） 学科試験

平成30年5月26日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

（2） 実技試験

平成30年6月23日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第1号の警備業務（空港保安警備業務に係

るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

30名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

（1） 検定申出の受付期間

平成30年4月4日（水曜日）及び同月5日（木曜日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

（2） 受付専用電話

警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係

03（3581）8201

6 申請手続

（1） 受付期間

平成30年4月11日（水曜日）から同月13日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

（2） 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

（3） 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

（ア） 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

（イ） 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

（4） 検定手数料 16,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第58号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基つて検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月16日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

<p>(1) 学科試験 平成30年5月26日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成30年6月23日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務 (施設警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成30年4月2日 (月曜日) 及び同月3日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成30年4月11日 (水曜日) から同月13日 (金曜日)</p>	<p>日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>●東京都公安委員会告示第59号 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 平成30年2月16日 東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成30年5月26日 (土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員</p>
--	--	--

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。
なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申請申出の受付期間

平成30年4月9日(月曜日)及び同月10日(火曜日)の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間

平成30年4月18日(水曜日)から同月20日(金曜日)までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、

上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第60号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月16日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の実施期日及び時間

平成30年5月26日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。
なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申請申出の受付期間

平成30年4月9日(月曜日)及び同月10日(火曜日)の2日間

<p>午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成30年 4月18日(水曜日) から同月20日(金曜日) までの 3日間 午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第 8 条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在</p>	<p>明らかとなる書面</p> <p>(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>――</p> <p>●東京都公安委員会告示第61号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第 5 条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第 6 条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第 7 条第 1 項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第 9 条の規定により次のとおり告示する。 平成30年 2月16日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成30年 5月26日(土曜日) 午前 8 時30分から午後 0 時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番 5号 警視庁畿洲運転免許試</p>	<p>試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第 6 条第 3 号の施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。)第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 2 項に規定する 1 級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成30年 4月 9日(月曜日) 及び同月10日(火曜日) の 2日間 午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成30年 4月18日(水曜日) から同月20日(金曜日) までの 3日間 午前 8 時30分から午後 5 時まで</p>
--	--	--

<p>(2) 受付場所</p> <p>規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>東京都公安委員会告示第62号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年2月16日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成30年5月26日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項</p>	<p>に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成30年4月9日（月曜日）及び同月10日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成30年4月18日（水曜日）から同月20日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p>
---	--	--

<p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。 (4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第63号 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判</p>	<p>定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年2月16日 東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成30年5月26日 (土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁岐洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間</p>	<p>平成30年4月9日 (月曜日) 及び同月10日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 平成30年4月18日 (水曜日) から同月20日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p>
---	--	--

<p>(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成30年4月9日(月曜日)及び同月10日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間</p>	<p>平成30年4月18日(水曜日)から同月20日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p>
<p>●東京都公安委員会告示第64号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 平成30年2月16日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成30年5月26日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p>	<p>1 審査の実施期日及び時間 平成30年5月26日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p>	

(4) 審査手数料 4,700円
8 問合せ先
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第65号

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月16日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の実施期日及び時間

平成30年5月26日 (土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申請申出の受付期間

平成30年4月9日 (月曜日) 及び同月10日 (火曜日) の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間

平成30年4月18日 (水曜日) から同月20日 (金曜日) までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地在を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在が明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第66号

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年

<p>国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年2月16日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p>	<p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成30年4月9日(月曜日)及び同月10日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成30年4月18日(水曜日)から同月20日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p>	<p>ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円 8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>
<p>1 審査の実施期日及び時間 平成30年5月26日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東六井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p>	<p>●東京都公安委員会告示第67号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年2月16日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p>	<p>ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円 8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>

<p>1 審査の実施期日及び時間 平成30年5月26日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東六井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成30年4月9日(月曜日)及び同月10日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成30年4月18日(水曜日)から同月20日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 ア 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 イ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p>	<p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<h2>公 告</h2>		
<p>国土調査の成果の認証について</p> <p>あきる野市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年二月十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 調査を行った者 あきる野市の名称</p> <p>二 調査を行った期 平成二十八年六月から平成二十九年三月まで</p> <p>三 成果の名称 あきる野市(五日市の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地 あきる野市五日市の一部区域</p> <p>五 認証年月日 平成三十年二月一日</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、</p>		

完了した。

平成三十年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

日野市大字上田四百八十八番
一、同番二及び同番五の各一
代表取締役 兼井 雅史

国分寺市東恋ヶ窪一丁目二百
八十番四の一部
代表取締役 脇 英美

三菱地所レジデンス株式会
社
代表取締役 脇 英美

中央区八重洲一丁目九番九
号
東京建物株式会社
代表取締役 野村 均

中央区日本橋室町一丁目一
番八号
大栄不動産株式会社
代表取締役 石村 等

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

青梅市今寺二丁目四百八十二
青梅市野上町三丁目八番地

番四、同番五、四百八十三番
七、同番八、四百八十四番三
及び四百八十五番

丸和産業株式会社
代表取締役 塩野 仁史

昭島市宮沢町二丁目四百五十
六番二、四百六十一番四、同
番五、四百六十二番一、同番
四、四百六十三番一及び同番
五
昭島市宮沢町二丁目三十三
番二十二号
森谷 晴一

立川市幸町五丁目百八番一及
び同番十四から同番十九まで
立川市羽衣町二丁目四番九
号
株式会社高木工務店
代表取締役 高木 明弘

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

小平市鈴木町二丁目百五十六
番三十五、百五十七番三及び
百五十八番一
埼玉県本庄市西富田七百六
十二番地一
ケイアイスター不動産株式
会社
代表取締役 塙 圭二

東村山市恩多町四丁目三十六
番一、同番三十九及び同番四
十の各一部並びに同番四十一
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に

ついて

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年二月十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年
月日

四一八一 オリック 松崎 勉 渋谷区千駄
ス・エン 洪谷五丁目 平成二十
ジニアリ ケ谷五丁目 七年三月
ング株式 二十五番五 一日
会社 号 代々木
大京ビル三
階

一四九九 佐藤水道 佐藤 誠一 足立区関原 平成二十
工業所 工業所 三丁目二十 九年十二
三番十四号 月十八日

二二八一 有限会社 中村 幸子 江戸川区東 同日
なかむら 工務店 松本一丁目
八番十五号

二四五七 吉村設備 吉村 正雄 東大和市中 同日
工業所 工業所 央二丁目千
百一番地の
二十七

四三六四 株式会社 岡村 繁 東村山市多 平成二十
平成工業 摩湖町三丁 九年十二
目五番地十 月三十日

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次

のとおり事業の休止の届出があった。

平成三十年二月十六日

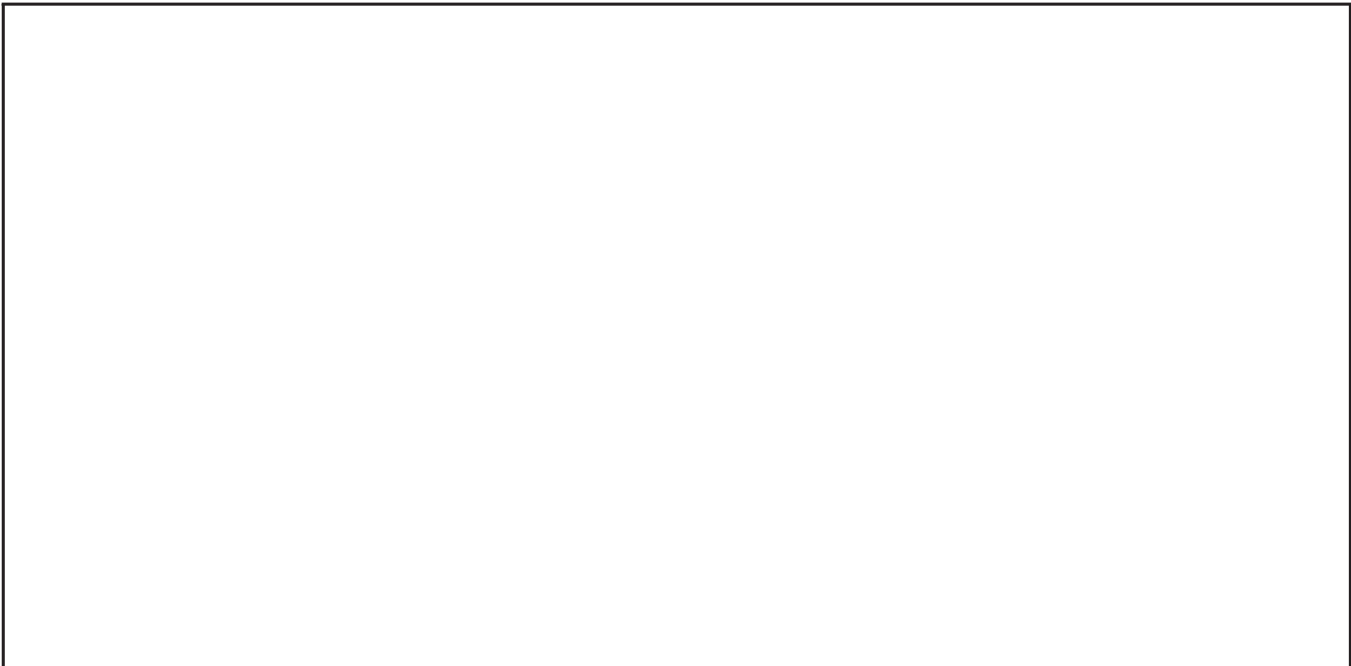
東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 休止年月日

九五八八 株式会社 杉野 吉信

信光 世田谷区東 玉川二丁目

四番十六号 平成二十九年十二月二十一日



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001